

職群班設置要領

公益社団法人天童市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、事業の区分に応じて次のとおり職群班を編成する。

1 目的

職群班は、会員の共働・共助を基本とした連帯意識と親睦を基調とした安全・適正な作業遂行を促進することにより事業効果を高めるものとする。

2 組織

- (1) 職群班は、職種ごとに必要に応じて編成する。
- (2) 職群班の名称は、編成の際、名付ける。

3 職群班役員

- (1) 職群班の作業を円滑に推進するため、班のまとめ役として班長を1名置き、理事長が委嘱する。
- (2) 班長は、必要に応じて班員の中から副班長若干名を指名することができる。
- (3) 職群班役員の任期は、特に定めない。

4 職群班役員の仕事

- (1) 班長は（副班長を指名した場合は、副班長と協力して。以下同じ。）、センターと連絡を密にし、日々の作業計画を定めて班員に周知を図る。
- (2) 班長は、班員の意見、希望等の伝達、調整を図る。
- (3) 班長は、安全・適正就業の遂行を図る。
- (4) 班長は、班員の就業の開始及び終了をセンターへ連絡する。
- (5) 班長は、作業器具の保全に努める。
- (6) 班長は、上記のほか、作業計画の変更、その他緊急の事態が生じた場合等センターに連絡する。

5 会議

- (1) 職群班の会議は、必要に応じて班長が招集する。
- (2) 職群班連絡会議は、必要に応じて理事長が招集する。

6 経費

職群班が組織的な活動を行うために必要な経費は、予算の範囲内でセンターが交付する。

7 補則

この要領に定めのない事項については、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年5月18日 一部改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。